

〔講演〕

LGBTI（性的少数者）の人権⁽¹⁾ ——ヨーロッパ、イギリス、日本の比較

ロバート・ウイントミュート⁽²⁾

翻訳：安部圭介

はじめに

——性的指向、性自認、および性的特徴の違いについて考える

こんにちは。お集まりくださり、どうもありがとうございます。こんなに多くの学生のみなさんに来ていただけて、本当に光栄です。先週末、ちょうど開催されていた東京レインボープライドに行ってきたのですが、本日の講演はそれに関連するものと考えていただけたと思います。内容をどのようにまとめたらよいかいろいろと考えてみたのですが、ここでは、人々のさまざまな違いをどうとらえるかについて議論するところから話をはじめたいと思います。違いは差別を生みますが、そこから法制度の改革もはじまります。

そこで、最初に考えなければならないのは、違いについてです。資料では、性的指向 (sexual orientation)、性自認 (gender identity)、および性的特徴 (sex characteristics) に触れています。性的指向というのは、通常、ある人が①ヘテロセクシュアル (男性に性的関心が向かう女性、およ

(1) 欧文文献および動画に関する脚注は割愛した。英語版の脚注を参照された。以下、「原注」と断らないものは訳者による。

(2) (原注*) ロンドン大学キングズ・カレッジ法学部教授 (人権法)。本稿は、2018年5月9日に約300名の学生の参加を得て成蹊大学で行った法学会講演会の原稿に加筆修正を施したものである。成蹊大学訪問に際しては、佐藤義明教授および安部圭介教授の温かい支援をいただいた。記して感謝したい。

び女性に性的関心が向かう男性)、②バイセクシュアル(両方の性に性的関心が向かう人)、③ゲイ(男性に性的関心が向かう男性)、または④レズビアン(女性に性的関心が向かう女性)のいずれであるかということです。このほか、⑤エイセクシュアル(誰にも性的関心が向かわない人)という可能性もあります。

性自認については、次の2種類に分けたいと思います。まず、(a)ノントランスです。これは、体の性と心の性が一致していることを意味します。体が男性であり、心の中でも自分自身が男性であると認識している場合、または体も心も女性である場合がこれに当たります。もう1つの可能性は(b)トランスです。これは、男性の体に生まれてきたものの、心の中では自分自身が女性であると認識している場合、または逆に女性の体に生まれてきたものの、心の中では自分自身が男性であると認識している場合です。

性的特徴は新しく登場した概念で、人々を(ア)ノンインターセックスと(イ)インターセックスの2種類に分けるものです。トランスの人ははっきり男女の境界線のどちらか一方の側に生まれてきていますが、インターセックスの人は、男女の境界線上に位置する体に生まれてきています。インターセックスの人々の体は、男性的特徴と女性的特徴の両方を一定程度有しているわけです。たとえば、南アフリカのキャスター・セメンヤ選手(陸上競技)がそうです。セメンヤ選手は女性として競技に参加していますが、男性的特徴がみられると多くの人にいられています。テストステロン(男性ホルモン的一种)の分泌量が非常に多いため、セメンヤ選手の競技生活は議論を巻き起こしてきました。

まとめますと、性的指向の点で少数者の立場に立つのがレズビアン、ゲイ、およびバイセクシュアル(LGB)の人々、性自認の点で少数者の立場に立つのがトランス(T)の人々、性的特徴の点で少数者の立場に立つのがインターセックス(I)の人々ということになります。これらの性的少数者を合わせて“LGBTI”と呼んでいるわけです。

このような性的指向、性自認、および性的特徴の違い特有の事情として、それがいずれも目にみえないということが挙げられます。人の社会に存在するさまざまな違いについて考えてみると、どの地域でもはっきりあるのは、第1に男女の違いです。男女の違いは目にみえるもので、どの社会でも認識されてきたものです。次に人種や民族的出自の違いがあろう

かと思います。日本には韓国・朝鮮出身の少数者の人々がいますが、外見的に異なるヨーロッパやアフリカなどの出身者もいます。このような人種や民族の違いも、はっきり目にみえるものといえます。宗教の違いは、信仰者が特徴的な服装をする場合には目にみえるものとなりますが、目にみえない場合もあります。障害も、時として目にみえる違いとなることがあります。しかし、性的指向、性自認、および性的特徴は、いずれも目にみえません。その点を踏まえれば、LGBTIの人々は社会の中にいつも存在していたとってよさそうです。変化しつつあるのは、LGBTIの人々が目にみえる存在となって、声を上げるようになってきているという点です。「自分は多数者とは違う。今の社会のあり方は自分には合っていないし、差別を引き起こしている。」というのがその主張です。

ここで、動画をみてみましょう。主人公が歌っているのは、「わたしは私」という歌です。1983年のニューヨークのブロードウェイ・ミュージカル『ラ・カージュ・オ・フォール』からの一場面ですが、ラ・カージュ・オ・フォールは、フランス語で「狂女の檻」という意味です。この動画は、カミング・アウト、つまり、クローゼットから出てくることの意味をよく示しています。しばしば大多数のLGBTIの人々は、クローゼットの中で暮らしているといわれます。衣服を収納するあのクローゼットです。本当の自分を隠して生きているという意味の比喩です。多数者と自分の違いについて友達や家族や上司や先生に話すことを「カミング・アウト」といっています。性的少数者であることをオープンにするという意味です。

さて、性的少数者のコミュニティには、男性として生まれてきたものの、心の性が女性である人々がいます。トランスの女性たちです。しかし、単に楽しみで女装をするゲイの男性もいます。今みた動画の主人公もそうです。トランスの女性や女装をする男性は、大多数のLGBTIの人々より社会の中で目立つため、暴力、差別、およびハラスメントの被害に真っ先にさらされてきました。特に警察による暴力、差別、およびハラスメントにさらされてきたのです。

アフリカ系アメリカ人や女性の運動に触発されて、アメリカの性的少数者はそれまでも平等な権利の保障を求める活動を展開していましたが、1969年6月、LGBTIの人々の運動を表舞台に押し出すことになる歴史的な事件が起きました。アメリカの性的少数者の要求は、このときから大

きく変化したのです。ニューヨーク市のマンハッタン地区にグリニッジ・ビレッジという地域がありますが、そこにあるストーンウォール・インというゲイバーは、特に理由もないのに警察の踏み込み捜査をたびたび受けてきていました。とうとうある晩、バーの利用客が警察によるハラスメントはもうたくさんだと考え、反撃に出たわけです。その中には「ドラグ・クイーン」の人々もいました。先ほどの動画に出てきたような女装した男性たちです。ストーンウォール・インの利用客は3晩連続で警察と戦いをくり広げました。これが「ストーンウォールの反乱」と呼ばれる歴史的な出来事です。

この出来事を受けて、翌1970年、初めてのLGBTIプライドパレードがニューヨークではじまりました。「表に出て自分が少数者であることを公表し、恥ずかしいと思うのをやめなければなりません。そうしないと、人々はわれわれを奇人変人扱いし続けるでしょう。」とある参加者は語っています。「プライド」という言葉が使われているのは、社会では性的な違いは悪いもので、恥ずかしく思うべきものと考えられているからです。歴史をふり返れば、同性愛は宗教的には罪とされ、医学的には精神病とされ、法的には犯罪とされてきました。したがって、プライドパレードに参加して行進するとき、参加者は、先ほどの歌のように「わたしは私、これがあるのままの私です。どこも変なところはありません。宗教的な罪も法的な罪も犯してはいないし、精神病でもありません。」とっていることになります。

私自身の体験

——差別的な環境の中でカミング・アウトに踏み切った理由

ここで、私自身のカミング・アウト体験について話したいと思います。私がカミング・アウトしたのは1979年、カナダのケベック州モントリオール市にあるマギル大学の法学部1年生のときでした。ストーンウォールの反乱の10年後のことです。1994年にはニューヨークでストーンウォールの反乱25周年記念行事に参加しましたが、来年もニューヨークに行き、同50周年記念行事とワールドプライドに参加しようと考えています。ストーンウォールの反乱50周年記念行事は、2019年6月30日に開催される予定です。50周年を祝う動画をみてみましょう。

私が生まれてから今までの数十年、LGBTIの人権状況はどのように変

化してきたでしょうか。私が生まれたのは、今から60年以上前の1957年のことです。両親はカナダ人ですが、当時、アメリカのミズーリ州セントルイス市に住んでいましたので、私もそこで生まれました。その時点では、男性間の性行為は、アメリカの全50州、カナダ、イギリス、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカをはじめ、かつて大英帝国の領土であったほとんどすべての地域で違法とされていました。これに対して、このような刑事法はフランスにはありませんでした。同性間の性行為を処罰する法は、フランス革命の一環として1791年に廃止されていたからです。イギリスの旧植民地に比べ、フランスの旧植民地では同性間の性行為を処罰する刑事法が存在しないことがはるかに多いのは、このような事情によるものです。

かつて大英帝国の領土であった地域の中で最初にこのような刑事法を廃止したのはイリノイ州で、1960年のことでした。イングランドとウェールズが1967年、カナダが1969年にこれに続きました。このとき、カナダの法改革を主導したのは、法務大臣を務めた後、首相となったピエール・トルドーです。「政府は国民のベッドルームに立ち入るべきではない」と彼が語ったことは有名です。その後、トルドーには息子が生まれますが、その息子こそ現在のカナダ首相、ジャスティン・トルドーです。

まさにそのカナダの法改革が行われた1969年頃のことですが、12歳のとき、私は自分が男子に心惹かれていることに気づきました。このことを受け容れるのは、非常に困難を伴いました。性的指向、性自認、および性的特徴の違いの大変な点は、たった1人で孤独な戦いをしなければならないということです。自分を受け容れるのが困難なのはそのためです。家族の中に自分の支えになったり、話し相手になったりしてくれる人がいません。在日韓国人の人であれば、両親もおそらく在日韓国人でしょうし、兄弟姉妹もおじさんやおばさんも在日韓国人でしょう。宗教的少数者の家庭で育った人の場合も、たとえば、日本ではクリスチャンがそうですが、家族全員がクリスチャンということが多いのではないのでしょうか。自分がゲイであると気づくのはこれとは違って、たとえるなら、全員が仏教徒の家族の中で、突然自分だけがイスラム教徒であるような、つまり、自分だけが家族とはまったく違った存在であるような感覚が湧いてくるということです。

そのようなわけで、12歳くらいから22歳にかけての時期は、私にとっ

て非常につらいものでした。法学部で最初の1年が終わるくらいまでの間です⁽³⁾。私は自分が性的少数者であることを公表しておらず、自分には2つの選択肢しかないと思っていました。1つは修道会に入り、修道士になることです。そうすれば、結婚しないことを世間にうまく説明できるのではないかと考えていました。もう1つの選択肢は、「卒業したら、精神科医の診察を受けに行ってみよう。きっとほくの病気を治してくれるはずだ。」というものでした。大真面目にそう思っていたのです。

この時期、私は親友の男性にたびたび恋愛感情を抱きましたが、何もいえませんでした。誰かに愛情を感じながらそれを口にできないのは、非常に胸が痛むものです。変化は法学部1年生のときに訪れました。当時、ルームメイトとアパートをシェアしていたのですが、彼は以前、ゲイの男性2人と友達だったことがあるとっていました。その発言に勇気づけられた私は、ある晩、夕食の後、「テッド、君に話しておきたいことがあるんだ。君の他の2人の友達と同じように、ほくもゲイなんだよ。」といったのです。

カミング・アウトした直後は、山あり谷ありでした。一時期は、「みんなと違ってするのはもう嫌だ。他のみんなと同じでいたいだけなのに。」とあって、号泣したこともあるのを覚えています。しかし、やがてモントリオールに足を運ぶようになると、状況は劇的によくなりました。四角い車輪の自転車から丸い車輪の自転車に乗り換えたかのようでした。気持ちもずいぶん楽になったように感じました。

とはいえ、2年生になっても、多くの人にはカミング・アウトしないまま、私はモントリオールでゲイの法学部生としてひっそり暮らしていました。ゲイの友達はいましたし、非常に親しい2、3人のヘテロセクシュアルの友達には自分がゲイであることを話していました。しかし、法学部のほとんどの友達には何もいいませんでした。秘密にしていたのです。法学部の友達や先生たちに知られたくはなかったからです。今日では、アメリカやカナダのたいていの法学部や法科大学院にはLGBT学生会があります。LGBTであることを公表している学生もたくさんいます。それどころか、高校生でも公表する生徒は公表しています。それを思うと、自分が

(3) 講演者は、アルバート大学で学士（経済学）の課程を卒業後、マギル大学法学部に進んでいる。

法学部を卒業した1982年以降、時代が大きく変わったことを感じます。卒業後、私はニューヨークに移り、ミルバンク法律事務所働きはじめましたが、ゲイであることは職場でも秘密にしていました。

世界中のLGBTの人々が直面する問題の1つは、家族からの拒絶です。LGBTの人々は、両親へのカミング・アウトに大きな気おくれを感じる事がよくあります。私の場合、ニューヨークに住んで経済的に自立するまで、両親へのカミング・アウトということは考えたこともありませんでした。しかし、弁護士として働きはじめ、収入も安定して自分自身の住まいもあるということになりますと、両親に拒絶されても生きてはゆけると思うようになりました。

1983年の9月、母がニューヨークを訪ねてきたとき、母にカミング・アウトしました。意を決して「ぼくはゲイなんだ。」といったのですが、母はどう答えたらよいのか見当がつかなかったようで、完全に黙り込んでいました。ですが、だからといって、それまでと違った態度で私に接することはありませんでした。その後、私は、1984年の1月1日に父と弟と妹に手紙を書きました。この年は、ドキュメンタリー映画『ハーヴェイ・ミルク』が公開され、アカデミー長編ドキュメンタリー映画賞を受賞した年です。

ハーヴェイ・ミルクは、ゲイであることを公表して議員活動を行った初めてのサンフランシスコ市議会議員ですが、対立関係にあった元同僚議員に1978年11月に暗殺されています。ミルクが残したメッセージは、「とにかくカミング・アウトせよ。一にも二にもカミング・アウトせよ。それこそが世界を変える道筋になる。クローゼットに閉じこもったままでいたのでは、何も変わらない。」というものでした。彼の言葉に触発されて、私は、勤めていた法律事務所のパートナー弁護士に、つまり、上司に1985年にカミング・アウトしました。ミルバンク法律事務所において、LGBTであることを公表した弁護士は私が初めてでした。解雇される可能性もありました。連邦法上も、ニューヨーク州法上も、そしてニューヨーク市条例上も、1985年当時、LGBTの人々に対する法的保護は皆無だったからです。幸いなことに、上司は非常に理解のある人物でした。LGBの人権に関するプロボノ活動（社会貢献のために弁護士が無償で法律業務を行うこと）をしてもよいですかと尋ねたところ、「いいよ」と答えてくれました。部下を温かくサポートしてくれる人でした。

翻って、今日では、大規模な国際企業や国際法律事務所であれば、たいていどこでも LGBTI のスタッフのネットワークがありますし、LGBTI であることを公表している弁護士も多数います。LGBTI のスタッフのための集会やイベントなどもたくさん開かれています。やはり、時代は大きく変わったといえそうです。今、ここで私自身の半生の歩みについて話していますのは、それが社会や法の変化の可能性を映し出していると思うからです。人がさまざまな変化をくぐり抜けてゆく一例と考えることもできると思います。1985年にプロボノ活動に携わったことで、法律家としての私のキャリアは一変することになりました。人権に関するプロボノ活動をやってみたところ、勤務先の法律事務所の最大のクライアントだったチェースマンハッタン銀行のために手がけていた倒産法の実務より面白いことに気づいたのです。

そこで、1987年に法律事務所を退所し、イギリスに渡って、オックスフォード大学の博士課程で性的指向と人権についての研究をはじめました。博士の学位を授与された後、博士論文を1冊の本にまとめたのがオックスフォード大学出版局から1995年に刊行された『性的指向と人権 (Sexual Orientation and Human Rights)』という本です。成蹊大学の佐藤義明先生が日本の学術誌に書評を書いてくださっています⁽⁴⁾。1991年にロンドン大学キングズ・カレッジで教えはじめたのですが、これまでの研究生生活の中で目にしてきた変化として、私自身が教えはじめた頃は、このテーマでは就職が厳しかったということがあります。LGBの人権に関する研究は、当時は決してよく思われていませんでした。あまりにも物議をかもし研究だと思われていたのです。しかし、今日では、キングズ・カレッジは私の研究を大学の公式ウェブサイトに掲載して、高く評価してくれています。充実した研究支援をしてもらっていると感じています。

パレードの自由、同性間の性行為の非犯罪化、差別禁止法の制定 ——法改革の軌跡 (1)

違いと差別の話に続いて、ここで、第3の点に移りたいと思います。法制度の改革についてです。LGBTIの人々は、他の人々と同じ普通の人々

(4) (原注5) 佐藤義明「学界展望」国家学会雑誌112巻830頁(7・8号188頁)(1999年)。

です。普通の生活をして、社会の中でのびのびと暮らし、他の人々と同じようにさまざまな機会を享受したいと願っているだけなのです。以下、いくつかの主要な法改革とそれがいつ起きたかに触れながら、欧州人権条約、EU法、およびイギリス法の下で保護される権利の違いについて説明してゆきたいと思います。たとえば、イギリス法は、EU法の要求するところを超える手厚い権利保障を提供しています。これらの点を検討した上で、イギリス法と日本法を比較してみることにしましょう。

最初に考察したいのは、LGBTI関係のデモ行進、つまり、今年の5月6日（日曜日）に開催された東京レインボープライドのようなプライドパレードの分野です。このようなパレードは、非常に重要な意味をもっています。日本が民主的な社会であることを如実に示すものだからです。北京、上海、シンガポール、モスクワ、イスタンブールなどの都市では、LGBTIの人々がプライドパレードをすることは認められていません。2006年にモスクワのゲイプライドに行ったのですが、このとき、ゲイプライドはモスクワ市当局によって開催を禁じられ、結果的に暴力行為を伴った衝突が発生しました。その様子をレポートしたニュース（動画）がこちらです。

モスクワ市によるゲイプライドの禁止については、その有効性を争う訴訟が提起され、欧州人権裁判所は、2010年、市民にはプライドパレードを行う権利があり、パレードに際して危険があれば警察の保護を受ける権利があるという判断を示しました。民主的な社会に生きるLGBTIの人々は、表現の自由、集会の自由、および結社の自由を有しています。これらの権利があるからこそ、差別について問題提起を行い、法の改廃を提案することができるわけです。つまり、民主的な社会では、法改革の実現に先立つものとして、法改革について議論し、法改革を提案する権利が存在しているのです。

刑事法に目を向けてみますと、イギリスでは男性間の性行為のみが禁じられていましたが、世界では今も40か国余りの国々で、女性間の性行為も含め、同性間の性行為が違法とされています。カメルーン、スリランカなどがそうです。アメリカでも、1960年の時点では、女性間の性行為も全50州において犯罪とされていました。

イギリスの場合、2人の男性間の性行為を処罰する刑事法は、イングランドとウェールズでは1967年、スコットランドでは1980年に廃止されま

したが、当初、北アイルランドでは廃止が実現しませんでした。しかし、1981年、欧州人権裁判所は、成年者が合意の上で私的空間において行う性行為を処罰する刑事法は、私生活の尊重についての権利（欧州人権条約によって保護される人権の1つ）を侵害すると判示しました。この判決を受けて、北アイルランドでも1982年に問題の法律が廃止されたわけです。この種の刑事法のうち、ヨーロッパで最後まで残っていたのは北キプロスのものですが、これも2014年に廃止されました。このような法改革の進展によって、性的少数者は、今では胸を張って「自分は犯罪者ではありません」といえるようになってきました。しかし、社会の多くの人々は、依然としてLGBの人々を否定的な目でみている可能性があります。まだ完全に平等な市民になったわけではないのです。

刑事法の改革に続いて各国で浮上したのは、差別禁止法を改正して——人種、性、および宗教を理由とする差別を禁じる法がすでにあるとしてですが——、性的指向、性自認、および性的特徴を差別禁止事由（それを理由として差別を行うことが違法とされる事由）に加えてほしいという要望です。オーストラリア法では、性的指向、性自認、および性的特徴は、いずれも差別禁止事由とされています。厳密には、「性的特徴」の代わりに「インターセックスたる地位」という文言を使っていますが。カナダ法においても、性的指向および性自認を理由とする差別は禁じられています。アメリカでは、連邦法上はいずれも差別禁止事由とはされていません。

欧州人権条約の下、雇用の場面における差別的な取扱いからの法的保護の出発点となったのは、1999年のスミス判決でした。軍によって服務不適格とされ、除隊処分を受けたLGBの人々に関する事件です。「政府および公共部門の利用者は、性的指向を理由として差別をしてはならない」というのがスミス判決の示した法理です。この法的保護は、EU指令（2000/78指令）という形で2000年にEU法に書き込まれ、雇用および大学などの高等教育の場面に適用される原則となっています。EU加盟国はこの指令を施行するため、2003年までにそれぞれの国内法を整備するものとされ、イギリスは、期限の年である2003年に必要な法改正を行いました。現在、この差別禁止原則は2010年平等法（それまでの数多くの差別禁止法を整理してまとめたイギリスの議会制定法）の中に組み込まれていますが、そこでは、雇用、教育、住居の確保、および商品やサービスへのアクセスの各場面における性的指向または「性転換（gender reassign-

ment)」を理由とする差別が幅広く禁じられています。同法でいうサービスには、レストランやホテルの利用、さらには政府の提供するさまざまなサービスが含まれます。これに対して、EU 法の下では、被用者および高等教育機関の学生以外に対する保護はありません。

同性カップルの関係を保護する枠組みの整備、同性婚、養子縁組 ——法改革の軌跡（2）

多くの国々において、その次の段階となるのが同性カップルの関係を保護する法の制定です。欧州人権裁判所の 2015 年のオリアリ判決は、欧州評議会加盟国（全 47 か国）に対し、そのような法の整備を義務づけています。この判決において、欧州人権裁判所は、イタリアは同性カップルのために「具体的な法的枠組み」を用意しなければならないと判示しましたが、この枠組みは「婚姻」という名称である必要はありません。イタリアは、判決に従って、2016 年、同性カップルのためのシビル・ユニオンの制度を新設しました。

欧州人権条約と EU 法の違いは、欧州人権条約は国内法のありとあらゆる分野に適用があるのに対し、EU 法は EU 諸条約が規律する特定の分野の国内法にしか適用がないということです。一般論としていえば、EU 法はパレードには適用されませんし、刑事法や家族法にも適用されません。したがって、EU は、同性カップルの関係を保護する法を制定するかどうかの判断を各国にゆだねているということになります。欧州人権裁判所は同性カップルの関係を保護する法の整備を加盟国に義務づけましたが、EU 法上は、整備してもしなくてもよいという位置づけが今も続いているわけです。

これに対して、EU 指令（2000/78 指令）の下、EU 法が明確に定めているのが「同性カップルを婚姻関係にある配偶者と同様に取り扱う法が自主的に制定されている場合は、遺族年金をはじめ、各種の雇用関連給付も配偶者と同様に提供されなければならない」という原則です。たとえば、（シビル・パートナーシップの制度がある国で）被用者が死亡した場合を考えてみます。この被用者にパートナーシップ登録をした同性のパートナーがいたとすると、その人物には、配偶者ならもらえたであろう年金と同額の遺族年金が支払われなければならないということになります。興味深いことに、この判例法を打ち立てたのは、日本人の男性マルコ・タダオ

さんの事件です。マルコさんは、ドイツでドイツ人の同性のパートナーと暮らしていましたが、パートナーの方が先に亡くなりました。年金基金は、死亡した男性に妻がいれば遺族年金を支払うが、パートナーシップ登録をした同性のパートナーには支払わないと主張しました。これを不服として出訴したマルコさんは、EU 司法裁判所で勝訴し、遺族年金を手にしたのです。

先ほどみましたように、欧州人権裁判所は、各国は同性カップルの関係を保護する法を設けなければならないと2015年に述べています。このような法を世界で初めて制定したのは、1989年のデンマークです。新設された枠組みは「登録パートナーシップ」と呼ばれていました。イギリスも類似の法を2004年に制定しましたが、このときに導入されたイギリスのシビル・パートナーシップは、「分離すれども平等」（実際には不平等）な別の制度を作り出すことになりました。そこで、次に出てくるのが「同性カップルの婚姻を認めてはどうか？」という問題です。

この点、欧州人権裁判所の立場は、同性カップルの婚姻を認めることは「まだ」義務づけられてはいないというものです。なぜかといいますと、通常、欧州人権裁判所は、欧州評議会を構成する47か国の過半数が採用している立場を判断のよりどころとしているからです。「当裁判所で今問題になっているこの点について、ヨーロッパ諸国のコンセンサスは存在しているだろうか？」と自らに問いつつ、判断を下すわけです。47か国中、現在、同性婚を認めているのは16か国のみです。直近に加わったのがオーストリアです。2017年12月、オーストリア憲法裁判所は、同性カップルの婚姻は認められなければならないとの判断を示しました。この判決は、2019年1月に効力を生じることになっています。ヨーロッパにおいて、議会ではなく、裁判所の手で同性婚が実現されるのは、これが初めてです。

同性婚に関する世界で初めての法律は、2000年12月にオランダで制定されました。最初に同性婚が挙行されたのが2001年4月1日でした。2018年現在、同性婚を認めている国は26か国にのぼります。ヨーロッパ16か国⁽⁵⁾、北米・中南米7か国⁽⁶⁾、および南アフリカ、オーストラリア、

(5) オランダ、ベルギー、スペイン、ノルウェー、スウェーデン、ポルトガル、アイスランド、デンマーク、フランス、イギリス、ルクセンブルク、アイルランド、フィンランド、マルタ、ドイツ、およびオーストリアの16か国。

ニュージーランドです。国連加盟国 193 か国中の 26 か国ですから、全体の 13.5 パーセントということになります。27 か国目は台湾かもしれませんが。2017 年に司法院が同性婚の法制化を政府に命じているからです。同性婚は、イングランドとウェールズでは 2013 年、スコットランドでは 2014 年に認められました。この問題でも、北アイルランドの対応は遅れています。

多くの国々における家族法改革の典型的な順番は、次のようなものです。第 1 段階では、「婚姻」という名称を避けつつ、同性カップルの権利と義務を定める法が制定されます。その後、同性カップルが挙式を行い、幸せに満ちた姿がテレビに登場するようになると、同性カップルが存在するということ自体に誰もが慣れてゆきます。そこで、次の段階では、「カップルとしての権利はすべて保障しながら、『婚姻』という名称だけ認めないのは変ではないか？」という問題を検討することになります。この段階を最初に突破したのが 2000 年のオランダでした。以後、18 年足らずの間に 25 か国がオランダに続いたわけです。

検討を要する最後の問題は、同性カップルが養子を迎えたり、生殖補助医療を用いて子どもをもったりすることをどうみるかということです。国によっては、シビル・パートナーシップや同性婚の実現には世論の支持があるものの、子どもの話となると、途端に「それはだめです、子どもたちを守ってください。LGB の両親による子育てを認めてはなりません。」というような反応が出てくるケースがあります。欧州人権裁判所は、この点についてどう判断しているのでしょうか。ある国において婚姻をしていない人も 1 人で養子を迎えることが認められているなら、その国では、LGB の人々も（LGB だからといって）養子を迎える機会を奪われてはならないというのがその答えです。

単身者が個人で養子を迎えた場合、子どもにとっては、法律上の親が 1 人だけいる状態になります。ひとたび単身者による養子縁組が認められると、連れ子養子の問題が必ず浮上します。同性カップルの一方が子どもの親であって、そのパートナーが子どもとの養子縁組を希望する場合、パートナーが子どもの 2 人目の法律上の親になることが認められるかという問

(6) カナダ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、アメリカ、コロンビアの 7 か国。

題です。欧州人権裁判所は、2013年のX判決において、婚姻していない男女のカップルの場合にこのような養子縁組が可能なのであれば、同性カップルの場合にも同じ権利が認められなければならないと判示しました(オーストリアの事例)。これに対して、フランスでは、法律上、婚姻関係にある男女のカップルの場合を除き、連れ子養子縁組は認められないとされており、2012年、欧州人権裁判所は、フランス法のこのようなルールは欧州人権条約に違反するものではないとしました。婚姻を異性カップルのみに認め(当時)、連れ子養子縁組やカップルが共同で行う養子縁組を婚姻関係にあるカップルのみに認めることは、許容されるとの判断です。

イングランドとウェールズでは、この分野の法は、2002年養子および子ども法によって変更されました。2005年に施行された法律です。この法律の下では、いかなるカップルであれ、カップルのいずれとも血縁関係にない子どもを共同で養子とすることができるとされており、カップルの一方の子どもをもう一方が養子とすることも認められています。異性カップルでも同性カップルでも違いはありません。婚姻やシビル・パートナーシップの登録をしているカップルでも単に一緒に暮らしているだけのカップルでも、適用されるルールは同じです。

ここで考えなければならない問題が2つあります。1つは、LGBTの人々が子育てをすることが認められるべきかという問題です。その答えは「イエス」です。アメリカでもオランダでもドイツでもスペインでも、LGBの両親に育てられた子どもがヘテロセクシュアルの両親に育てられた子どもとまったく変わりなく、順調に育っていることを示す研究が数多くあります。2番目の問題は、法律上、子どもの両親が母親2人または父親2人となることがあってよいかどうかです。これは、現在、欧州評議会加盟国47か国中、20か国ほどで認められています。裁判所は、時にこの問題を検討しなければならなくなることもあり、その場合、「子どもにとって、法律上の親が1人の状態と2人の状態はどちらがよいだろうか?」と考えることになります。答えは、通常、きわめて明白です。養育費の支払いを受ける権利や財産を相続する権利のことを考えれば、子どもにとっては、法律上の親が2人いるほうが明らかに有利だからです。

おわりに——イギリス法の急速な変化、日本法への示唆

ここで、時代がいかに急速に変化するものかについて、例を挙げて話

LGBTI（性的少数者）の人権

してみたいと思います。私がオックスフォードに到着したのは、1987年のことでした。翌年、1988年地方自治法が成立しました。同法28条は、地方自治体による「同性愛の助長促進」を禁じるとともに、政府の補助金を受けている学校が「擬似家族関係としての同性愛の受容可能性」を生徒に教えることを禁じました。1980年代のイギリスにおいて、LGBの人々は犯罪者ではありませんでしたが、望ましくない存在であると考えられていたのです。同性カップルの関係は、よからぬもの、諷められるべきもの、語るべからざるものと思われていました。学校教員は、LGBの人々について少しでも肯定的なことをいうと解雇されるのではないかとびくびくしていたものです。

1988年地方自治法28条は、イングランドとウェールズでは2003年に廃止されました。刑事法の差別的な規定もすべて削除され、雇用の機会や大学における性的少数者差別を禁じる法が新たに制定されました。2004年にはシビル・パートナーシップ法が成立し、2005年から施行されています。同年、養子と子ども法も施行されました。そして、2013年7月にはイングランドとウェールズに適用される2013年婚姻（同性カップル）法が成立し、2014年3月から施行されています。私は、イギリスに移ってから25年ほどの間にイギリス法が「擬似家族関係」としての同性愛を否定する立場からほぼ100パーセント平等な権利の保障を伴う婚姻の承認へと大きく変化するのを目にしたこととなります⁽⁷⁾。

日本法は、イギリス法と比べてどうでしょうか。次の表は、どの点で日本がイギリスよりも進んでおり、どの点でイギリスが日本よりも進んでいるかを示したものです。

【表】LGBTIの人権——日本法とイギリス法の比較

論点	日本	イギリス
LGBTI プライドパレードの開催	1994年～	1972年～
差別的な刑事法の規定の廃止	1880年	2003年 ⁽⁸⁾
公的部門・私的部門に適用のある差別禁止法	未整備	2003年～

(7) (原注19) 遺族年金の支給をめぐる同性のパートナーに対する差別も、イギリス最高裁判所の2017年のウォーカー判決で解消された。

同性カップルのためのパートナーシップ登録の制度	未整備	2004年～（発効は2005年）
同性カップルの一方が他方の連れ子を養子とする養子縁組、および同性カップルが共同で子どもを迎える養子縁組	未承認 ⁽⁹⁾	イングランドおよびウェールズにつき、2002年～（発効は2005年）
同性婚	未承認	・イングランドおよびウェールズにつき、2013年～（発効は2014年） ・スコットランドにつき、2014年～ ・北アイルランドのみ未承認

日本はこれからどのような道を進むのでしょうか。私の予想では、他の国々で実現してきたと同様の法の変化が日本でもすべて起きることは間違いないと思います。そのためにまず必要なのは、もっと多くのLGBTの人々が勇気を出してカミング・アウトすることです。日本のように人々が強い絆で結ばれていて、均質性が高く、他人と違うことはよくないとされがちな社会では、カミング・アウトは他の国々以上に難しいだろうと思います。しかし、いったん人々が性的少数者の存在を意識するようになれば、テレビなどのメディアでもこのテーマがもっと議論されるようになるでしょうし、LGBTの人々を描いたテレビドラマや映画も増えて、社会の受け止め方も変わってゆくでしょう。そうすると、社会の変化を追って、法も時代に合った形になってゆくはずでです。テレビはアメリカでは変化の大きな要因になり、『ふたりは友達？ ウィル&グレイス』や『モダン・ファミリー』などの番組は社会に大きな影響を与えました。

LGBの人々の家族の話に戻りますが、世界中でいずれはLGBの人々に平等な権利が保障されるようになるだろうと思われるのは、どの一家にも

(8) 3人以上で行われる同性間の性行為は、この年の法改正まで処罰対象であり続いていた。

(9) 普通養子縁組は可能なように見えるが、講演者は、イギリス法との比較の都合上、実親との関係を断絶させて同性の2人のみが子どもの親となることが可能かという観点から状況を整理していると思われる。

LGBの人はいるからです。特定の核家族だけに着目すればいいこともありますが、拡大家族、つまり、親戚まで含めて家族と考えれば、たいていの場合、おじさんおばさんや従兄弟姉妹くらいまでの範囲の中に少なくとも1人はLGBの人がいるものです。カミング・アウトすることで、LGBの人々は、友達や親戚の考え方を換えられる可能性があるのです。ただ、両親は少し事情が違います。子どもにカミング・アウトされた親は、しばしば否定的な反応をしてしまうことがあります。自分の子どもが周囲と違ってほしくない、人と違うことで苦労してほしくないという気持ちがあるからです。親は「世間の人はどう思うかしら。孫の顔は見せてくれないの。」などというでしょう。しかし、結局のところ、親は子どもを愛しているわけですから、子どもに幸せになってほしいと願っています。だとすれば、子どもが同性のパートナーと暮らしはじめたときは、応援するべきなのです。

残念ながら、今日でも世界各地の多くのLGBの人々にとっては、唯一の選択肢が『ブローックバック・マウンテン』的なものであることがあります。『ブローックバック・マウンテン』は、台湾のアン・リー監督制作の素晴らしい映画です。山奥の牧場で出会って恋に落ち、しかしその後、それぞれに女性と結婚した2人の男性の物語ですが、この2人は、いわば社会に迫られて不幸な結婚をしたといっただけでしょう。この種の不幸な結婚は、LGBの人自身はもちろん、その配偶者にとっても悲惨なものになってしまいます。

このように考えてくると、要するに選択肢は次の2つです。LGBの親戚や友達に対し、単に社会の期待に応えるために不幸な人生を送れと願うこともできます。しかし、同性カップルと一緒に幸せに暮らせるように、そして権利と義務を有するカップルとして人生を送れるように、同性カップルの関係を保護する法の制定を支持することもできます。日本を含む大多数の社会は、後者のほうが望ましい選択肢であるという結論にいずれは至るでしょう。2005年、スペイン議会で同性婚法案の賛成討論に立ったサパテロ首相は、次のように述べています。「わが国は同性婚を世界で最初に認めるわけではありません。しかし、わが国が最後でないということは断言できます。他の多くの国々がスペインに続くでしょう。この動きを推進しているのは、2つの押し止めようのない強い力です。自由と平等です。この法案は法律の文言に小さな変更を加えるだけですが、何千人もの

スペイン人の人生に巨大な変化をもたらすでしょう。遠隔地の人々や外国の人々のためにこの法案を通すわけではありません。われわれは、隣人や同僚や友人や親戚が幸せになる機会を拡大するとともに、より公正な社会を実現しようとしているのです。なぜなら、公正な社会は、その構成員に屈辱を与えたりしないからです。この法は、誰にもまったく何の不利益ももたらしません。法の不備のために苦しんでいる人々を無用の苦しみから解き放つだけです。この法案を成立させることで、わが国は、民主制への移行以来取り組んできた自由と寛容の実現に向けて、さらなる一歩を踏み出すことになるのです。」

最後に1点、付け加えさせてください。日本が最優先で対応を進めるべきなのはどの分野でしょうか。同性カップルの関係を保護する法というより、まずは、差別禁止法を制定して性的少数者に法的保護を提供することが第一だと思われます。なぜなら、差別禁止法のほうが容易に取り組めるからです。これは、個人を保護して平等な市民たらしめ、誰もがのびのびと生きてゆけるように権利を保障することが差別禁止法の中心的な性格であることによります。論理的にも、差別の禁止のほうがシビル・パートナーシップや同性婚より先決です。同性カップルの関係を保護する法があっても、差別禁止法の保護が欠けていますと、現在のアメリカのようないびつな状況が生じます。アメリカでは、同性カップルの婚姻する権利の保障は、憲法上、全50州に及んでいます。ところが、性的少数者に対する差別を禁じる法律がある州は22州しかありません。連邦法にも性的少数者差別を禁じる規定はありません。その結果、同性カップルは、週末に挙式して月曜に出勤し、上司や同僚など、みんなに同性婚のことを話すと、「ほう、そうだったのか。君はクビだ。」といわれてしまうかもしれないわけです。同性カップルが平等な権利を本当の意味で享受するためには、パートナーとの関係をオープンにすることができるよう、差別禁止法の保護が必要なのです。ご清聴、どうもありがとうございました。